

最判昭和 63 年 10 月 18 日民集 42 卷 8 号 575 頁

手形金取立金返還等請求事件  
最高裁昭五九（オ）五五七号  
昭 63・10・18 三小法廷判決  
上告人 大阪産業信用金庫  
右代表者代表理事  
粟井岩吉  
右訴訟代理人弁護士 宇佐美明夫  
今泉純一  
宇佐美貴史  
被上告人 青木徹三破産管財人  
滝敏雄

## 主 文

被上告人の請求中金五一〇万〇八〇〇円及びこれに対する昭和五五年八月八日から支払  
ずみまで年五分の割合による金員の支払請求を認容した部分につき、原判決を破棄し、第  
一審判決を取り消す。

右部分につき被上告人の請求を棄却する。

上告人のその余の上告を棄却する。

訴訟の総費用はこれを二分し、その一を上告人の、その余を被上告人の各負担とする。

## 理 由

一 上告代理人宇佐美明夫、同今泉純一、同宇佐美貴史の上告理由第二の第一点のうち否  
認権の行使に関する部分について

原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、所論の点に関する原審の判断は、正当  
として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、ひつきょう、独自の見  
解に立って原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。

二 同第一点の（5）及び第二点について

信用金庫法に基づいて設立された信用金庫は、国民大衆のために金融の円滑を図り、そ  
の貯蓄の増強に資するために設けられた協同組織による金融機関であり、その行うことの  
できる業務の範囲は次第に拡大されてきているものの、それにより右の性格に変更を来し

ているとはいえず、信用金庫の行う業務は営利を目的とするものではないというべきであるから、信用金庫は商法上の商人には当たらないと解するのが相当である（最高裁昭和四六年（オ）第七八一号同四八年一〇月五日第二小法廷判決・裁判集民事一一〇号一六五頁参照）。そして、信用金庫の行うことのできる業務の性質が右のとおりである以上、特定の取引行為についてだけ信用金庫が商人に当たると解することもできないというべきである。したがって、商事留置権の成立を否定した原審の判断は正当として是認することができる。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

### 三 同第一点の（２）ないし（４）及び第五点について

原審の適法に確定したところによれば、青木徹三は、自動車部品の販売業を営み、上告人との間で、昭和五二年一月二七日、信用金庫取引約定書（以下「約定書」という。）を差し入れて信用金庫取引約定（以下「本件取引約定」という。）を締結し、株式会社コーリン等の取引先から売掛代金の支払のため取得したすべての手形につき、上告人に取立を委任して譲渡裏書のうえ交付し、資金繰りのため必要となる都度、右手形の割引を受けるなどの取引を行ってきたものであるところ、約定書四条には、「担保」との標題のもとに、「1 貴金庫に現在差し入れている担保および将来差し入れる担保は、すべてその担保する債務のほか、現在及び将来負担するいっさいの債務を共通に担保するものとします。2 債権保全のため必要と認められるときは、請求によって直ちに貴金庫の承認する担保もしくは増担保を差入れ、又は保証人をたてもしくはこれを追加します。3 担保は、かならずしも法定の手続によらず一般に相当と認められる方法、時期、価格等により貴金庫において取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議なく、なお残債務がある場合には直ちに弁済します。4 貴金庫に対する債務を履行しなかった場合には、貴金庫の占有している私の動産、手形、その他の有価証券は、貴金庫において取立または処分することができるものとし、この場合もすべて前項に準じて取扱われることに同意します。」と定められており、同年一月二五日に約定書の一部につき変更の合意がされた際にも、この定めについては変更されなかった、というのである。

そこで、約定書四条四項の趣旨について考えるに、同条一項ないし三項が「担保」との文言を用いて担保の設定、処分に関して定めているのに対し、同条四項が「担保」との文言を用いていないこと、及び同条項の内容等に徴すると、同条項は、信用金庫の取引先がその債務を履行しない場合に、信用金庫に対し、その占有する取引先の動産、手形その他の有価証券を取り立て又は処分する権限及び取立又は処分によって取得した金員を取引先の債務の弁済に充当する権限を授与したにとどまるものであって、右手形につき、取引先の債務不履行を停止条件とする譲渡担保権、質権等の担保権を設定する趣旨の定めではなく、取引先が破産した場合には、民法六五六条、六五三条の規定により右の権限は消滅すると解するのが相当である。約定書四条の標題が「担保」となっていることは、右判断の妨げとなるものではない。これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができ、

原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

#### 四 その余の点について

1 原審の確定した事実関係の概要は、前記のほか次のとおりである

(一) 約定書には、(1) 青木について支払の停止又は破産の申立があった場合には、上告人から通知、催告等がなくても、上告人に対する一切の債務について当然期限の利益を失い、青木は直ちに債務を弁済する旨(五条一項)、(2) 青木が手形の割引を受けた場合、青木について支払の停止又は破産の申立があったときは全部の手形について、また、手形の主債務者が期日に支払わなかったときはその者が主債務者になっている手形について、上告人から通知、催告等がなくても当然手形面記載の金額によって買い戻す義務を負い、直ちに弁済する旨(六条一項)の定めがあるところ、右の定めは、前記変更の合意の際にも変更されなかった。

(二) 株式会社コーリンは、昭和五五年二月二八日及び翌二九日に不渡手形を出し銀行取引停止処分を受けて事実上倒産し、青木は、資金繰りに窮し、同年三月四日債権者の追及を避けるため閉店して支払の停止をし、同月二二日債権者から破産の申立をされ、同年四月一七日破産宣告を受けるに至り、被上告人が破産管財人に選任された。

(三) 青木は、上告人に対し、昭和五四年一二月二九日に原判決別紙約束手形目録記載1及び2の手形(以下、同目録記載の各手形を「1の手形」、「2の手形」等という。)につき、昭和五五年一月二六日に3ないし7の手形につき、同月二九日に8及び9の手形につき、同年二月二六日に10ないし12の手形につき、いずれも取立を委任して譲渡裏書のうえ交付し、上告人は、前記支払の停止及び破産の申立ののち破産宣告がされるまでの間に、支払の停止があることを知りながら5及び7の手形(金額合計五一〇万〇八〇〇円。以下「甲手形」という。)を、破産宣告後同年八月七日までの間に1ないし4、6及び8ないし12の手形(金額合計三八六万七二三九円。以下「乙手形」という。)を、それぞれ取り立てた。

(四) 被上告人は、上告人に対し同年七月一七日到達の内容証明郵便で、手形の取立を終了したものについては取立金を、取立未了のものについては手形を同月二二日までに返還するよう請求した。

(五) 上告人は、同年三月二二日に青木について破産の申立があったため、約定書六条一項に基づき、遅くとも同日には青木に対し、同人の依頼を受けて割り引いていた原判決別紙手形買戻請求権の表示(二)記載の約束手形三通を含む約束手形の買戻請求権を取得し、青木は、約定書五条一項により、同月二三日右買戻債務につき履行遅滞に陥った。

(六) 上告人は、昭和五七年七月二八日の口頭弁論期日において、被上告人に対し、前記約束手形三通を呈示して、その買戻請求権のうち前記買戻請求権の表示(二)記載の各債権(合計八九六万八〇三九円。以下「本件各買戻債権」という。)を自働債権とし、青木(したがって被上告人)の上告人に対する本件手形取立金引渡請求権等(合計八九六万八〇三九円)を受働債権として対当額で相殺する旨の意思表示をした。

2 右事実関係のもとにおいて、原審は、(1) 甲手形の取立金の引渡債務について、破産法（以下「法」という。）一〇四条二号但書にいう「支払ノ停止若ハ破産ノ申立アリタルコトヲ知リタル時ヨリ前ニ生ジタル原因」（以下「前ニ生ジタル原因」という。）とは、債務負担の具体的かつ直接的原因をいい、本件において昭和五二年一月二七日に成立した手形取立委任契約（本件取引約定）のごときものをいうのではないと解するのが相当であるから、同号本文によりこれを受働債権として相殺することは許されない旨、(2)

上告人は、破産宣告により取立委任契約終了後に乙手形の手形金を取り立てて取得したことにより破産財団に対し不当利得返還債務を負担するに至ったものであるから、同条一号によりこれを受働債権として相殺することは許されない旨、それぞれ判示している。

3 しかしながら、原審の右判断は、乙手形については正当として是認することができるが、甲手形については是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(一) 破産債権者が、支払の停止及び破産の申立のあることを知る前に、破産者との間で、破産者が債務の履行をしなかったときには破産債権者が占有する破産者の手形等を取り立て又は処分してその取得金を債務の弁済に充当することができる旨の条項を含む取引約定を締結したうえ、破産者から手形の取立を委任されて裏書交付を受け、支払の停止又は破産の申立のあることを知ったのち破産宣告前に右手形を取り立てた場合には、破産債権者が破産者に対して負担した取立金引渡債務は、法一〇四条二号但書にいう「前ニ生ジタル原因」に基づき負担したものに当たると解するのが相当である。けだし、債務者が債権者に対して同種の債権を有する場合には、対立する両債権は相殺ができることにより互いに担保的機能をもち、当事者双方はこれを信頼して取引関係を持続するのであるが、その一方が破産宣告を受けた場合にも無制限に相殺を認めるときは、債権者間の公平・平等な満足を目的とする破産制度の趣旨が没却されることになるので、同号は、本文において破産債権者が支払の停止又は破産の申立のあることを知って破産者に対して債務を負担した場合に相殺を禁止するとともに、但書において相殺の担保的機能を期待して行われる取引の安全を保護する必要がある場合に相殺を禁止しないこととしているものと解されるところ（最高裁昭和五七年（オ）第二四六号同六一年四月八日第三小法廷判決・民集四〇巻三五五一頁参照）、破産債権者が前記のような取引約定のもとに破産者から個々の手形につき取立を委任されて裏書交付を受けた場合には、破産債権者が右手形の取立により破産者に対して負担する取立金引渡債務を受働債権として相殺に供することができるという破産債権者の期待は、同号但書の前記の趣旨に照らして保護に値するものというべきだからである。

これを本件についてみるに、原審の確定した前記の事実関係によれば、青木は、本件取引約定に基づき、青木の支払の停止及び同人に対する破産の申立の前である昭和五五年一月二六日上告人に対し、甲手形につき取立を委任して譲渡裏書のうえ交付し、上告人は、右支払の停止及び破産の申立ののち破産宣告がされるまでの間に甲手形を取り立て、青木に対して取立金合計五一〇万〇八〇〇円の引渡債務を負担するに至ったというのであるか

ら、右取立金引渡債務は、法一〇四条二号但書にいう「前ニ生ジタル原因」に基づくものに当たるといふべきである。そして、記録によれば、上告人が原審において右と同旨の主張をしていることは明らかであるから、甲手形に関して、前記手形取立委任契約（本件取立約定）が取立金引渡債務の具体的かつ直接的な原因に当たらないことを理由に、取立金引渡債務が同号但書の場合に当たらないとして上告人のした相殺の効力を認めなかった原判決には、法令の解釈適用を誤った違法があるといふべきであり、後記（三）のとおり右違法が判決に影響を及ぼすことは明らかであるので、この点をいう論旨は理由がある。

（二）次に、原審の確定した前記の事実関係によれば、青木は、上告人に対し、乙手形につき取立を委任して譲渡裏書のうえ交付したものであるところ、右の取立委任は青木が破産宣告を受けたことにより終了し（民法六五六条、六五三条参照）、上告人は被上告人に対して乙手形を返還する義務を負うに至ったと解するのが相当である。そうすると、上告人は、取り立てて得た手形金については、不当利得として、被上告人に対し返還すべき債務を負っており、右債務が破産宣告後に生じたものであって法一〇四条一号に該当することは明らかであるから、上告人が右債務を受働債権として相殺することは許されないといふべきである。これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はなく、この点に関する論旨は採用することができない。

（三）以上に述べたとおりであるから、原判決中五一〇万〇八〇〇円及びこれに対する昭和五五年八月八日から支払済みまでの年五分の割合による金員の支払を命じた部分は破棄を免れない。そして、原審の適法に確定した前記の事実関係によれば、上告人は遅くとも同年三月二日に本件各買戻債権を取得し、右債権は直ちに相殺に供しうる状態となり、一方、青木は同年四月一七日までには甲手形の取立金合計五一〇万〇八〇〇円の引渡請求権を取得し、右債権は直ちに相殺に供しうる状態となり、右両債権は同日相殺適状を生じたところ、上告人は本件各買戻債権の元本債権のみを原判決別紙買戻請求権の表示（二）記載の順序に従って受働債権の額に満つるまで相殺に供したものであるから、上告人の相殺により、右五一〇万〇八〇〇円の引渡請求権と右表示（二）記載の（１）の三九一万七〇三二円の債権及び同（２）の債権のうち一一八万三七六八円の債権とが消滅したといふべきである。したがって、第一審判決中右五一〇万〇八〇〇円及びこれに対する遅延損害金の支払請求を認容した部分を取消したうえ被上告人の右請求を棄却し、上告人のその余の上告は理由がないのでこれを棄却することとする。

五 よって、民訴法四〇八条一号、三九六条、三八六条、三八四条一項、九六条、九二条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 安岡満彦 裁判官 伊藤正己 坂上寿夫 貞家克己）

上告代理人宇佐美明夫、同今泉純一、同宇佐美貴史の上告理由

第一《略》

第二、而して、上告人は、原判決には次のとおり、法令の解釈適用を誤った違法があると主張するものである。

第一点（１）《略》

（２）更に、本件譲渡担保契約についていえば、上告人は本件各手形について、取引約定四条四項の約定の存する信用金庫取引として、上記第一の二記載のとおり、取立委任を受け、本件各手形を裏書譲渡されていたものであるが、昭和五五年三月一日にこれらを譲渡担保とする旨の約定をなしたというものであるところ、元来、取引約定四条四項は、左記（ア）乃至（オ）の理由により、青木所有の手形が上告人の占有に移ったときに青木の債務不履行を停止条件とする右手形の譲渡担保契約、もしくは質入契約が成立する旨をあらかじめ合意するものであり、上告人は青木から取立委任を受け、本件各手形の裏書交付を受けて、これを占有していたものであるから、右各手形の交付を受けた日に右約定に従って、各停止条件付担保契約が成立したことになるので、本件譲渡担保契約は、いわば上記停止条件を除いて確定的に担保差入をなさしめたというに止まり、何ら青木の一般財産を減少させ、一般債権者に不利益を与えた所為は、何ら存しないとわなければならぬ。（優先担保権者が、その担保物を担保権の範囲で取得したる場合と同様一換言すれば、約定担保権とし破産法上の別除権となること）

しかも、本件譲渡担保契約に関しては、所謂、第三者対抗要件たる手形の裏書・交付については、青木が危機状態に入る前に得ていたものであるから、上記本件根抵当権設定等契約について述べた如き、何らの加重も行われていないものである。即ち、裏書譲渡の主たる原因が、青木の金融機関たる上告人に対する取立の委任に基づくものであるが、取引約定のある当事者間で通常の譲渡裏書がなされているのであるから、右裏書が取立委任のみの原因でなされたとするよりは取引約定四条四項の予めの合意によって担保権設定の約定をも右裏書の原因に含むものであるとするのが、当事者の合理的な意思解釈であると解されるのである。

記

（ア）取引約定の表題が（担保）となっており、約定の解釈は条項の文言のみならず、その表題も含めて合理的に解釈すべきものと解釈されるから、四条四項も担保に関する約定と解することが合理的解釈と解されること。

（イ）四条四項は、取引先に債務不履行がある場合を前提とする規定であり、通常の担保約定における被担保債務について不履行ある場合の担保権実行約定と同様の体裁を有しているから、単に手形の取立処分による弁済充当についての約定と解することが相当でなく、担保権設定の約定と解すべきこと。

（ウ）四条四項という手形については、金融機関が取立委任を受ける場合においても、貸付等の与信取引がある取引先の場合には、通常の裏書譲渡を受けるのが（本件も同様である）一般商慣習となっており、法形式・対抗要件の点については、質入裏書以上に強い要件が具備されている。そして、四条四項には少なくとも金融機関の優先的債権回収を認める特約が含まれていると解することができるので、四条四項をもって担保権設定の合意が存すると解釈することが一般商慣習、並びに法形式に合致した合理的解釈であること。

(エ) 四条四項は、包括的な不特定の目的物に対する担保権の設定を認めたものではなく、金融機関が現実に手形を占有するに至った場合は、その物につき停止条件付担保権設定契約が成立し、取引先の債務不履行により、その条件が成就するとし、金融機関はその手形につき、担保権を取得するものであると解するものであるから、有効な物権契約の設定であるといえることができ、然かも金融機関において手形の占有を取得し、通常の裏書譲渡を受けるものであるから対第三者の関係において対抗要件を具備しているものといえるべきであり、かく解しても一般債権者を害するものではないこと。

(オ) 金融取引について、金融機関が占有する手形について商事留置権が認められ難い場合が予想され、これを補完するものとして、四条四項が存在すると解されるのであり、ここに法律上の利益として、金融取引には四条四項を担保約定と解してこれを保護するべき合理的理由がある。

(3) しかも青木は、同年三月二二日破産申立を受けたことによって、取引約定五条一項・六条一項により、上告人に対する全債務について期限の利益を失い、又、上告人が青木から割引いた全部の手形について、青木に買戻債務が生じ、同日の経過によって右全債務につき、履行遅滞となったので、右停止条件が成就したのであるから、本件譲渡担保契約がなくとも上告人は、本件各手形の上に担保権を取得したこと明白である。(尚、対抗要件の裏書の存すること前記のとおり)

(4) 仮に、取引約定四条四項が直ちに担保権設定の約定とは認められないものであるとしても、右約定は少なくとも、青木が債務不履行をした場合においては、上告人において、青木から取立委任を受けた手形について、取立委任契約上の義務の履行としてではなく、上告人自らの権限として、右手形を取立てこれによる取立金を青木の上告人に対する債務に充当し得ることを定めたものである。

従って、上告人は本件各手形について、取引約定四条四項に基づく権限の行使として手形の取立を行い、右取立金を青木の上告人に対する債務に充当し得る権限を有するものである。(尚、上記権限行使のため必要な手形裏書交付あること前記のとおり)

(5) 更に、上告人は本件各手形につき、次の(1)乃至(5)のとおり理由によって、商事留置権を有する。

(1) 上告人は、信用金庫法に基づいて設立された信用金庫であるが、青木との本件信用金庫取引(手形割引・手形取立委任)について、商法の適用においては商人と解される。

即ち、商人とは、自己の名をもって商行為を業とする者をいい(商法四条一項)、「業とする」とは営業とする意味であって、利益を得る目的、即ち、営利の目的をもって同種の業務を継続的集団的になすことであり、営利とは収支が相償うことを目的とすることである。

信用金庫は、信用金庫法五三条所定の事業を行う金融機関であり、右事業は他人から資金を取得する受信業務(同条一項一号)とそれを貸付ける与信業務(同項二号・三号)及

びその他の公共の金融機関としての業務からなっており、右受信業務及び与信業務は、商法五〇二条八号の「銀行取引」にほかならず、本件における本件各手形の取立や手形の割引は、いずれも同法五〇一条四号の「手形ニ関スル行為」と解される（大判昭和六・七・一民集一〇卷四九八頁）。

信用金庫は、形式的には協同組合たる性格を有しているが、金融機関としての協同組合の典型である中小企業等協同組合法に基づく信用協同組合とは、異った特色を有し、実質的には営利事業を行うものと解すべきものである。つまり、広く国民大衆のための組織であり（信用金庫法一条。商人たる相互銀行に関する相互銀行法一条にも同旨の規定がある）、資本充実の要請から出資金の最低限度額が法定され（信用金庫法五条）、会員の自由脱退の場合には、持分全部の譲渡によることとして（同法一六条）、出資金の減少を防止する措置がとられ、預金等を受入れの受信業務は、会員以外の者もその対象としており（同法五三条一項一号）、又、貸付等の与信業務も一定の範囲で会員以外の者をもその対象としている（同条二項）。

換言すれば、信用金庫は、会員外の者も含めて、一般大衆から預金等を受入れ、これを資金として会員及び法で認められる者に対して、貸付け等の与信業務を行うとともに会員及び会員外の者からの依頼によって、手形・小切手の取立等の業務を行う金融機関である。

そして、信用金庫法は、一般大衆である預金者等の保護をもその目的として（同法一条）制定されたものであり、信用金庫は、その受信・与信の業務、その他の業務を会員の利益を増進することよりはむしろ、一般大衆である預金者らの保護のために少なくとも、収支相償うことを目的として行わなければならないというべきである。

以上によれば、信用金庫は、実質的には相対的商行為たる「銀行取引」（商法五〇二条八条）及び絶対的商行為たる「手形ニ関スル行為」（同法五〇一条四号）に収支相償うことを目的として、つまり、業として行う金融機関たる法人であると解すべきものである。

そして、又、信用金庫がその業務を業として行うものであることは、信用金庫法が六条二項で「金銭の貸付、その他政令で定める投資を業として行う者は、その名称中に金庫の文字を用いてはならない」と規定していること、信用金庫法は、営利事業の禁止規定を置いていないこと（農業協同組合法八条・消費生活協同組合法九条には、明文で営利事業を禁止しており、又、中小企業等協同組合法五条には、組合はその行う事業により、その組合員に直接の奉仕をすることを目的とする旨の規定がある。）等からもうかがえるものである。

（２）青木は、自動車部品の販売を業とする者で、商人である。

（３）別紙手形買戻請求権の表示（一）・（二）記載の約束手形三通（以下この約束手形三通を「本件株式会社ユーリン振り出し手形三通」という）の割引は商行為に該当する（商法五〇一条四号・五〇二条八号）。

（４）本件株式会社ユーリン振り出し手形三通の買戻請求権は、遅くとも青木に対する破

産申立時である昭和五五年三月一六日に弁済期が到来したものである（取引約定六条一項）

。（５）上告人は、商行為たる手形の取立依頼及び裏書（商法五〇一条四号）によって、本件各手形の占有を取得したものである。

（６）《略》

## 第二点

原判決は、商法四条一項の解釈適用を誤り、上告人の青木との本件信用金庫取引における信用金庫の商人性を否定したことから商法五二一条の適用を排除した違法があり、これが判決に影響を及ぼすこと明らかである。即ち、

（１）上告人が商法四条一項にいわゆる商人に該当すると解するを相当とすること、上記、第一点の（５）記載のところから明らかであろう。

即ち、商人とは、自己の名をもって商行為を営利の目的をもって同種の業務を継続的・集团的になすことをいい、営利とは収支が相償うことを目的とすることであると一般的に解釈されているが、営利法人でないことが当然に商人性の取得を否定するものではなく、公益法人あるいは本件信用金庫等の特別法に基づく法人であっても、該法人の性格・形態並びに実際に行なう事業の種類によっては、商人性を取得すべきものと解釈されるべきものであるからである。

然るところ、上告人がなした本件各約束手形の取得行為並びに上記第一、（七）記載のとおりなした相殺の自働債権の原因たる手形割引行為については、商法五〇一条四号の絶対的商行為たる手形に関する行為と解すべきもの（大判昭和六・七・一民集一〇卷四九八頁）であり、上告人と青木は、かかる行為を継続・反覆して行なってきたものであり、かかる取引は収支が相償うことを目的とする行為であると解するべきものであるから、上告人と青木がかかる行為を行う場合、上告人は少なくともその限りにおいて、商人性を取得すると解すべきものであるからである。のみならず、信用金庫が上記、第一点の（５）記載のとおり商行為たること明らかな銀行取引・手形に関する行為を収支相償うことを目的として行う金融機関たる法人であり、その業務を業として行うものとして、商人性を有するものであるからその限りにおいて、商行為を為すを業とする商人と解するを相当とする。

然るに、原判決は商法四条一項の解釈を誤り、上告人の商人性を否定した誤りにより、上告人の所持する本件各手形について商法五二一条の適用を認めず、商事留置権の成立を否定した違法が存する。

そして、これが判決に影響を及ぼすこと明らかである。

第三点・第四点《略》

## 第五点

原判決は、上記第二、第一点（２）・（４）記載のとおりの上告人の本件各手形の取立権（以下これを約定取立権という）あることを無視したことにより、法一号・法二号の解釈適用

を誤り、これを適用した違法があり、これが判決に影響を及ぼすこと明らかである。

(1) 上告人は、本件各手形を信用金庫取引約定のある青木から信用金庫取引として取得したものであるから、上記第二、第一点(2)・(4)記載のとおりの本件各手形について取立て、これを処分する権限(約定担保権又は債権として、取引約定四条四項による権利一以下これを約定取立権という)を本件各手形の取得と同時に取得したことになり、且つ、以後本件各手形の取立を了するときまで、これを有していたことは、約定上、これを失う規定がなく、他にこれを喪失する理由がないから、明らかである。

更に、かかる上告人が、一旦、取得した約定取立権としての権利が青木に対し、破産宣告があったことのみをもって当然に消滅したり、又は無効・取消されたりする明文は存せず、この点について被上告人が否認した事実も存しない。

(もっとも、上告人はこれを否認できる破産法上の根拠は存しないと解するものであるが)

よって、本件各手形について、上告人が有する上記の如き、上告人の約定取立権が青木の破産宣告によって何らの影響を受けることなく、本件各手形の取立を了するときまで存続していたと解し得るであろう。

(2) よって、上告人は、本件各手形の取立については各手形の通常の裏書人として、上記第二、第一(2)・(3)・(4)記載の取立委任義務の履行として、且つ上記(1)記載の約定取立権の行使として取立てたものであるから、これらを取立てた取立金についても、取立委任に対する義務を負担するものとして、且つ同時に約定取立権による権利を有し、義務を負担するものとして、これを保管するに至ったものである。

(3) 而して、かかる約定取立権に基づく手形取立金の支払義務も、事柄の内容・本質から、当然、取立委任と同時に発生し、その支払義務の内容も取立委任と同様に取立委任手形が取立てられ現金化することを条件として取立金を取立委任者(青木)に支払ったものと解され、ただこの場合には、青木は取引約定四条四項による上告人の立替金差引・弁済充当の処理を甘受しなければならない義務を負担しているというものであると解する。

(この点で本取引約定は、約定担保権となり、対抗力ありと解すること第二の第一点(2)記載のとおり)

(4) そして、本件各手形の約定取立権に基づく手形取立金の返還債務の負担の時期も(3)記載と同様の理由により、本件各手形の取立委任のときと解するを相当とするから、この限りでも上告人の本件各手形取立金支払債務の負担が法一号にも法二号にも該当しないものであること明白であろう。

(5) よって、原判決が5・7以外手形について、「青木の破産による手形金取立委任契約の終了後、これを取立てたので不当利得返還債務として」その取立金の返還を認めている点は、上記本件各手形の取立委任を委任契約と解して、民法六五三条を適用したものと推認し、この限りで首肯し得ても、上記(1)乃至(3)記載の如き、上告人の約定取立権

に伴う取立金返還債務が5・7以外手形にその取立委任と同時に発生し、これが取立てを了するときまで、青木の破産によっても消滅せず、存続していることを無視した違法、又はこれが破産財団に対抗し得ないものであると解した違法により、上告人が5・7以外手形を青木の破産宣告以後は、取立てする権限が何ら存しないものと誤認し、破産宣告以後取立の5・7以外手形取立金の被上告人への返還が不当利得返還債務となると誤解したため、上告人の負担する5・7以外手形取立金返還債務につき、法一号を適用すべきでないに拘らず、これを適用した違法が存するのであり、これが判決に影響を及ぼすこと明らかである。

(6) この点又は、原判決は何故に5・7以外手形取立金が被上告人に対する不当利得返還債務になり、上告人の上記約定取立権が何故に消滅、又は無効(取消)となるのかの理由を附さず漫然と法一号を適用したのは理由不備の違法が存することになるといえよう。

第六点・第七点《略》

約束手形目録《略》

物件目録《略》

手形買戻請求権の表示(一)・(二)《略》